

山陽小野田都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

《目 次》

1. 都市計画の目標	1
1-1. 基本的事項	1
1-2. 都市づくりの基本理念	2
2. 区域区分の決定の有無	4
3. 主要な都市計画の決定の方針	5
3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	5
3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	10
3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	18
3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	19
3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針	23
3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針	24
参考資料	25

令和2年(2020年)9月

山口県土木建築部都市計画課

1. 都市計画の目標

1-1. 基本的事項

(1) 目標年次

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の考え方」については、おおむね20年後となる令和22年(2040年)を想定する。

(2) 都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲及び規模は、次のとおりである。

【都市計画区域の範囲及び規模】

区 分	市町名	範 囲	規 模	備 考
山陽小野田 都市計画区域	山陽小野田市	行政区域全域	13,309 ha	
	合 計		13,309 ha	

※ 「都市計画現況調査*」による平成29年(2017年)3月31日現在の値

(3) 目標年次におけるおおむねの人口規模(推計値)

山陽小野田市の人口規模は、次のとおりである。

【目標年次におけるおおむねの人口規模】

区 分	平成27年 (2015年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
山陽小野田都市計画区域	62,671人	54,733人	48,860人
山陽小野田都市計画区域外	—	—	—
合 計	62,671人	54,733人	48,860人

※平成27年(2015年)数値は、平成27年(2015年)国勢調査の値

※令和12年(2030年)及び令和22年(2040年)の数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計(「日本の市区町村別将来推計人口」(平成30年(2018年)3月推計))

「*」が付いている用語は用語解説に説明を掲載しています。

1-2. 都市づくりの基本理念

山陽小野田都市計画区域は、山口県の南西部に位置し、瀬戸内海にそそぐ厚狭川・有帆川沿いやその河口に形成された市街地となだらかな丘陵地、平坦な干拓地等からなる区域で、山陽小野田市の1市で構成されている。

山陽小野田市の南部は、江戸時代から石炭産業が盛んで、明治14年（1881年）には、日本初の民間セメント会社が設立される等、古くから工業のまちとして発展してきたが、石炭産業が衰退した後は、企業誘致と緑化の推進、大型ショッピングセンターの誘致、山口東京理科大学の開学等、新しい産業と文化のまちとして発展をしている。

また、北部は古くから交通の要衝で、近年は、山陽新幹線厚狭駅の設置等恵まれた広域交通網により交通の拠点性がますます強まっており、居住空間と産業空間が共存する活力ある地域として発展を遂げている。

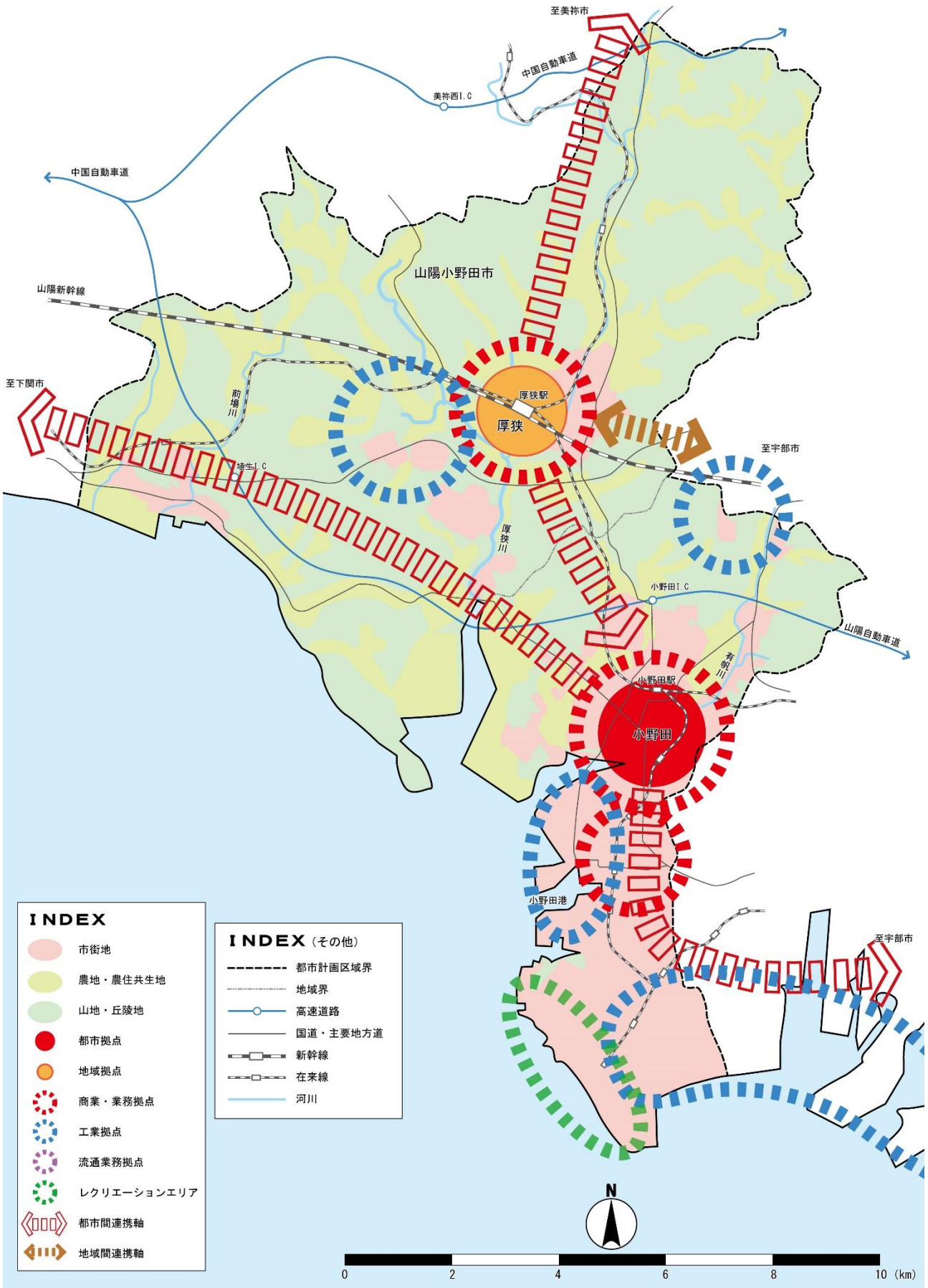
さらに、江汐湖、竜王山や焼野海岸等、自然環境にも優れ、自然と歴史・文化等、豊かな観光資源に恵まれた地域特性を持っており、米・野菜を中心とした農業や水産業も営まれている。

本区域が誇るこのような地域特性を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

歴史・文化と調和し、 豊かな自然環境と活力ある産業を活かした交流都市づくり

- 市街地を囲む丘陵地や、瀬戸内海の海岸線等の豊かな自然環境を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、歴史・文化的環境と調和した美しい都市づくりを進める。
- 宇部市、美祢市、下関市等との都市間連携の強化を図るとともに、都市内に蓄積された都市基盤施設*を活用することで、中心市街地の再構築を行う。また、立地適正化計画*を策定することで都市機能*等を誘導し、中心市街地*の拠点性を高めることにより、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市*づくりを進める。
- ユニバーサルデザイン*に配慮することで誰もが暮らしやすい都市環境を整えるとともに、洪水・土砂災害・地震等に対応した災害に強い都市づくりを進める。
- 高速道路網や港湾等の広域交通利便性を活かした都市間の連携や産業の振興を支える都市ネットワーク*の形成を図り、活力ある都市づくりを進める。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメント*の推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

山陽小野田都市計画区域の将来都市構造



2. 区域区分*の決定の有無

本都市計画区域に区域区分*を定めない。

【区域区分*を定めないとした理由】

本区域は、一定の開発圧力*があるものの、特定用途制限地域*の適用を行っているほか人口が減少傾向にあることなどから、急激な市街地拡大の可能性は低いと判断される。しかしながら、隣接し、市街地が連担している宇部都市計画区域と一体的な都市であるため、土地利用バランスに配慮した土地利用規制を行う。

したがって、区域区分*を定めないものの、建築形態規制*に加え、特定用途制限地域*等による土地利用制度を適切に運用し、用途白地地域*の土地利用のコントロールを図るものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

集約型の都市*づくりを進めるために、立地適正化計画*をはじめとする誘導策と用途地域*内での優先的・計画的な基盤整備による土地利用の増進と併せて、用途白地地域*内での開発の抑制を一体的に運用する。

(1) 主要用途の配置の方針

① 商業地・業務地

- ・ 行政施設や業務施設が集積している小野田駅周辺では、広域的な交通の利便性を活かした商業・業務機能の集積を図るとともに、医療、教育・文化等の高次の都市機能もあわせた立地誘導を進める。
- ・ 多様な拠点施設が周辺に位置する公園通り一帯では、計画的な市街地更新を進め、商業施設や公共施設の集積を活かして利便性の高い中核都市らしい生活空間の形成を図る。
- ・ 行政施設や業務施設が集積している厚狭駅周辺では、新幹線駅の利便性を活かして、住宅とともに商業業務施設の建設を誘導するとともに、既存市街地への都市機能の充実を図る。
- ・ 鉄道駅周辺及び相当規模の住宅市街地の中心部付近については、周辺地域の日常的な生活サービスを支える商業地としての機能集積に努める。
- ・ 国道 190 号や県道船木津布田線の沿道等の商業地については、周辺の住宅地の環境に配慮した良好な市街地環境や沿道景観の維持・形成を図るとともに、日常的な生活利便の高い商業地の形成を図る。

② 工業地

- ・ 既存の工業団地は、立地環境の保全・基盤整備により、高度技術産業や研究開発産業等の企業誘致の推進や既存企業の定着を図る。
- ・ 臨海部に集積する工業地の活性化を促進するため、道路、港湾等の産業基盤整備を進める。
- ・ 小野田・楠企業団地については、地域経済の活性化、新たな雇用の場の創出を目指し、企業誘致に積極的に取り組むとともに、誘致企業の地域への定着を促進する。

③ 住宅地

- ・ 人口集中地区である既成市街地やその周辺市街地については、一定の人口密度を維持・確保するため、生活サービス機能の誘導とあわせて、公共交通の利便性の高い駅やバス停の周辺への居住の誘導を推進する。
- ・ 相当規模の宅地開発が行われる区域においては、地区計画*や緑地協定*、建築協定*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。
- ・ 一般住宅地は、住宅地としての土地利用を主体とする地区を位置づけ、生活道路や下水道等の都市基盤整備を進めながら、利便性のある住宅地の形成を図る。
- ・ 老朽化した木造建築物や細街路からなる密集した市街地では、建築物の耐震化、住宅の

建替え促進や生活道路の整備など住環境の改善を進めるとともに、空き家・空き地の利活用を促進し、既成市街地*の再生によるまちなか居住を推進する。

- ・ 防災・防犯上の安全性確保や良好な景観の保持・形成が求められることから、空家等対策計画*を活用し、空き家の利活用を促進するなどして都市のスポンジ化*対策を推進する。

④ 流通業務地

- ・ 小野田港を中心に、流通業務機能の集積を図る。また、物流拠点や産学連携による新産業の集積を誘導し、加工や物流サービス等による高付加価値型の流通業務機能の導入を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・ 商業地・業務地については、建築物の中高層化による高密度を中心とした土地利用を図る。
- ・ 工業地及び流通業務地については、周辺環境の維持や整備を推進しながら、低密度を中心とした土地利用を図る。
- ・ 周辺住宅地については、低層住宅を主体に低密度を中心とした土地利用を図り、各地域の特性に応じたゆとりのある良好な居住環境の確保に努める。

(3) 市街地における住宅建設の方針

- ・ 安全性と快適性、利便性を備えた質の高い宅地・住宅地を供給するため、市街地開発事業*等による面的整備の検討等、それぞれの地域の特性に応じた住宅の建設を図る。

(4) 土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

- ・ 本区域の中心部となっている小野田駅周辺などの地区については、立地適正化計画をはじめとする誘導策により、広域的な交通の利便性を活かした商業・業務機能の集積を図るとともに、医療・教育・文化等の高次の都市機能もあわせた立地誘導を進める。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 居住環境の改善又は維持が必要な地域については、建物の耐震化や住宅の建替えの促進、生活道路の整備などの住環境の改善、及び、都市のスポンジ化*対策を進めることで、既成市街地*の再生によるまちなか居住を推進する。
- ・ 相当規模の宅地開発が行われる区域については、地区計画*や緑地協定*、建築協定*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。
- ・ 住工混在地では、用途の純化を図るとともに、都市環境や都市防災の面から、計画的に基盤施設の整備を進め、良好な居住環境の形成を促進する。
- ・ 騒音等の著しい交通施設等の周辺については、公害の防止を図るため、緑地帯の設置や適正な土地利用の誘導を図る。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 公園緑地、社寺境内林、河川沿いの緑地、農地等は、都市にうるおいを与え、住民の憩いの場としても貴重な空間であることから、都市として必要なものは適切に保全・活用を図る。
- ・ 竜王山や江汐湖等の自然景観や歴史的遺産、文化財等、地域を特徴づける景観を有する地区については、その景観の保全を図る。
- ・ 地域を特徴づける歴史的景観や良好な自然景観を残す山陽地域の旧山陽道沿いの街道集落等についてはその景観の保全を図る。

④ 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 厚狭川、有帆川沿いの市街地周辺部の農地は、食料の安定供給を図るための土地資源であるとともに、都市の貴重なオープンスペース*であることから、原則として農業の振興と農地の保全を図る地区としてその保全に努める。
- ・ 農村等の既存集落については、地域の活力やコミュニティ*を維持するため、地区計画*や集落地区計画*等の制度を活用するなどして、良好な営農等の条件や居住環境の確保に努める。

⑤ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域*、地すべり防止区域*及び急傾斜地崩壊危険区域*等に指定された区域については、居住や都市機能を誘導する区域から原則除外するとともに、開発許可*制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅等の区域外への移転・誘導を図る。
- ・ 土砂災害警戒区域*に指定された区域や浸水想定区域*に位置する区域については、警戒避難体制の整備状況、災害を軽減するための施設の整備状況や整備見込み、及び想定される被害（浸水深等）を総合的に勘案し、居住や都市機能を誘導するとともに、既存住宅等の区域外への移転・誘導について検討するよう努める。
- ・ 山林や農地は、その保水機能や遊水機能により、土砂災害や水害の発生を抑制するために重要な役割を果たすことから、これらの適切な維持・保全を図る。

⑥ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

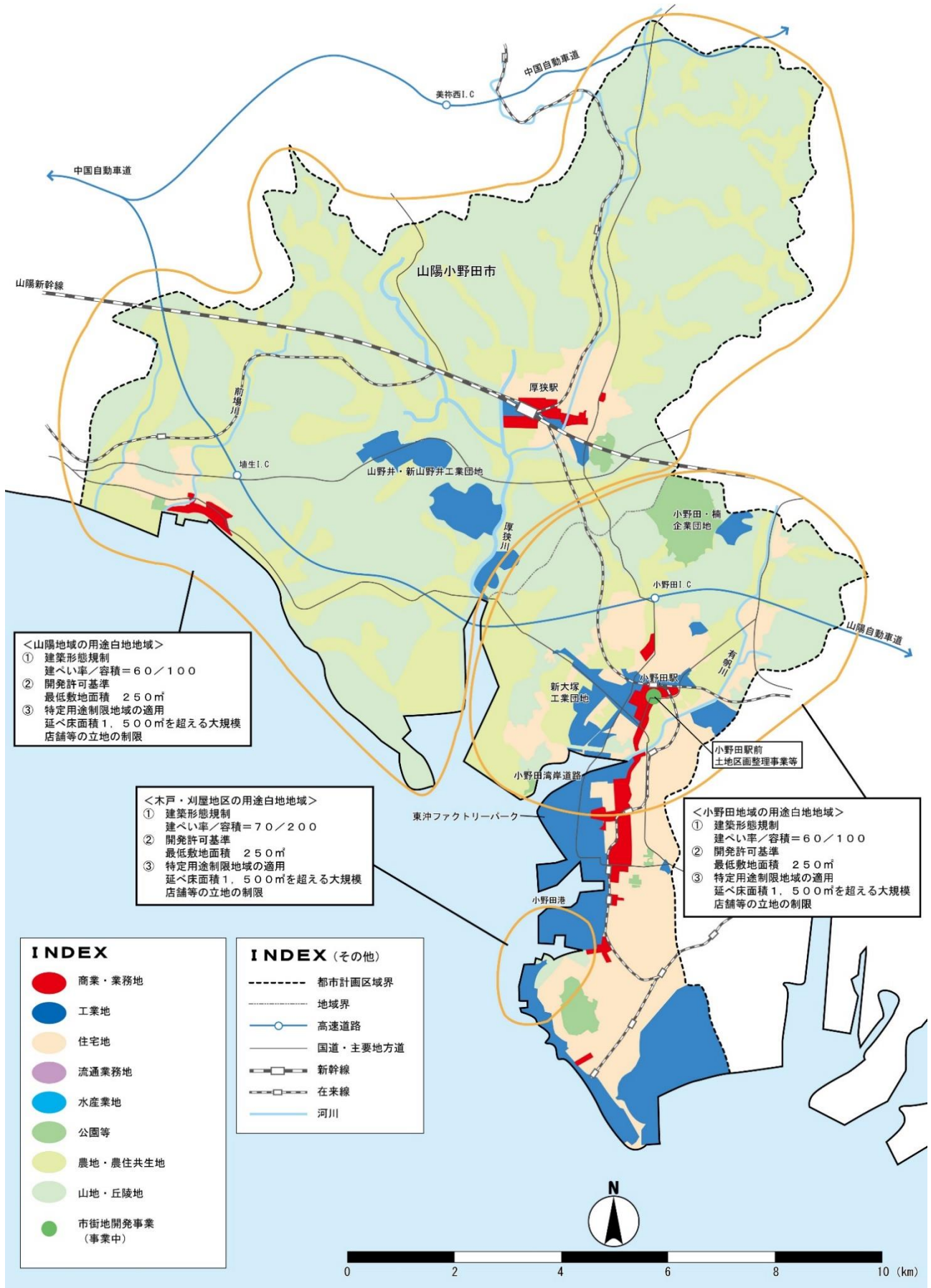
- ・ 竜王山、焼野海岸、江汐湖等の自然環境については、今後とも自然地として保全すべき区域とするほか、市街地外縁緑地等の良好な景観を有する区域を保全する。

⑦ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 立地適正化計画*を策定し、公共施設のみではなく住宅及び医療・福祉・商業等の民間の施設も対象としてその誘導を図る。
- ・ 用途地域内は、優先的・計画的な都市基盤整備や地区計画*等の活用などにより、良好な市街地環境を創出し、低未利用地の利用増進を図る。
- ・ 用途地域の指定されていない地域においては、特定用途制限地域*の規制の強化や、開発許可*基準の強化等により無秩序な開発を抑制する。

- 地区計画*等の活用による適切な規制のもと、周辺の良い環境と調和した秩序ある土地利用を誘導する。
- 山陽小野田市の埴生地区は、下関都市計画区域の市街化調整区域*に隣接しており、線引き・非線引き*都市計画区域*間における土地利用バランスを考慮し、適切な土地利用コントロールによる無秩序な開発の防止を図る。
- 国道2号や国道190号等の幹線道路沿道のうち、用途地域*の指定がなく沿線の田園・自然環境の保全の必要な地域では、地区計画*の活用や特定用途制限地域*等の土地利用制度の適用等により、周辺の環境や景観と調和した土地利用の規制・誘導を検討する。

■土地利用及び市街地整備に関する方針



3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 交通体系の整備の方針

- ・ 宇部・小野田広域圏における中核都市としての中枢機能を発揮し、圏域間交流を通じた地域活性化を図るために、既存の高速交通体系を活かすとともに、他都市との連携を促進する総合的な広域交通ネットワーク*の充実・強化に努める。
- ・ 市街地内の交通を円滑に処理し、より安全で快適な生活を実現するため、幹線道路ネットワークの構築や公共交通機関の利便性の向上を図る。
- ・ 既存の道路空間を自家用車から徒歩・自転車交通、公共交通等を重視した空間に再構築することに努め、道路空間の利活用による都市環境の改善を図る。
- ・ 道路や沿道の緑化等により、観光ネットワーク*の演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
- ・ 都市機能が集積している都市部と過疎化・高齢化が進む農山漁村地域においては、日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、交流を維持する交通体系の整備・充実を進める。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画道路については、県策定の都市計画道路の見直し基本方針等をもとに土地利用や拠点形成など地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。
- ・ 気候変動等の環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、山陽新幹線及び山陽本線の利便性の向上、小野田線の運行本数の維持・充実とともに、身近な交通手段であるバスネットワークの充実など、公共交通の維持・充実を図る。
- ・ 公共交通の利用を促進するため、駅舎やバス停、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン*に配慮した整備やパークアンドライド、サイクルアンドライドの普及を推進する。
- ・ 高速交通網の利便性を向上させ、物流の円滑化を図るため、山陽自動車道の小野田 I.C や山口宇部空港、宇部港、小野田港、山陽新幹線厚狭駅等の広域交通拠点へのアクセス道路の整備を促進する。

2) 整備水準の目標

- ・ 山口県の道路整備や保全の基本的な方針を示す「やまぐち未来開拓ロードプラン*」に基づき、厳しい財政状況においても、元気な産業や活気ある地域の中で、人々がはつらつと暮らすことができるよう、重点的・計画的に道路の整備・保全を推進していく。

② 主要な施設の配置の方針

1) 道路

【広域幹線道路】

- ・ 県中央部と宇部・小野田地域の交流・連携の促進や区域内の円滑な交通流動の確保を図るため、地域高規格道路*の山口宇部小野田連絡道路（県道妻崎開作小野田線の一部を含む）を位置づける。
- ・ 周辺広域都市圏の都市拠点との連携の促進を図るため、山陽自動車道、国道2号、国道190号、国道316号、県道小野田山陽線を広域幹線道路として位置づける。

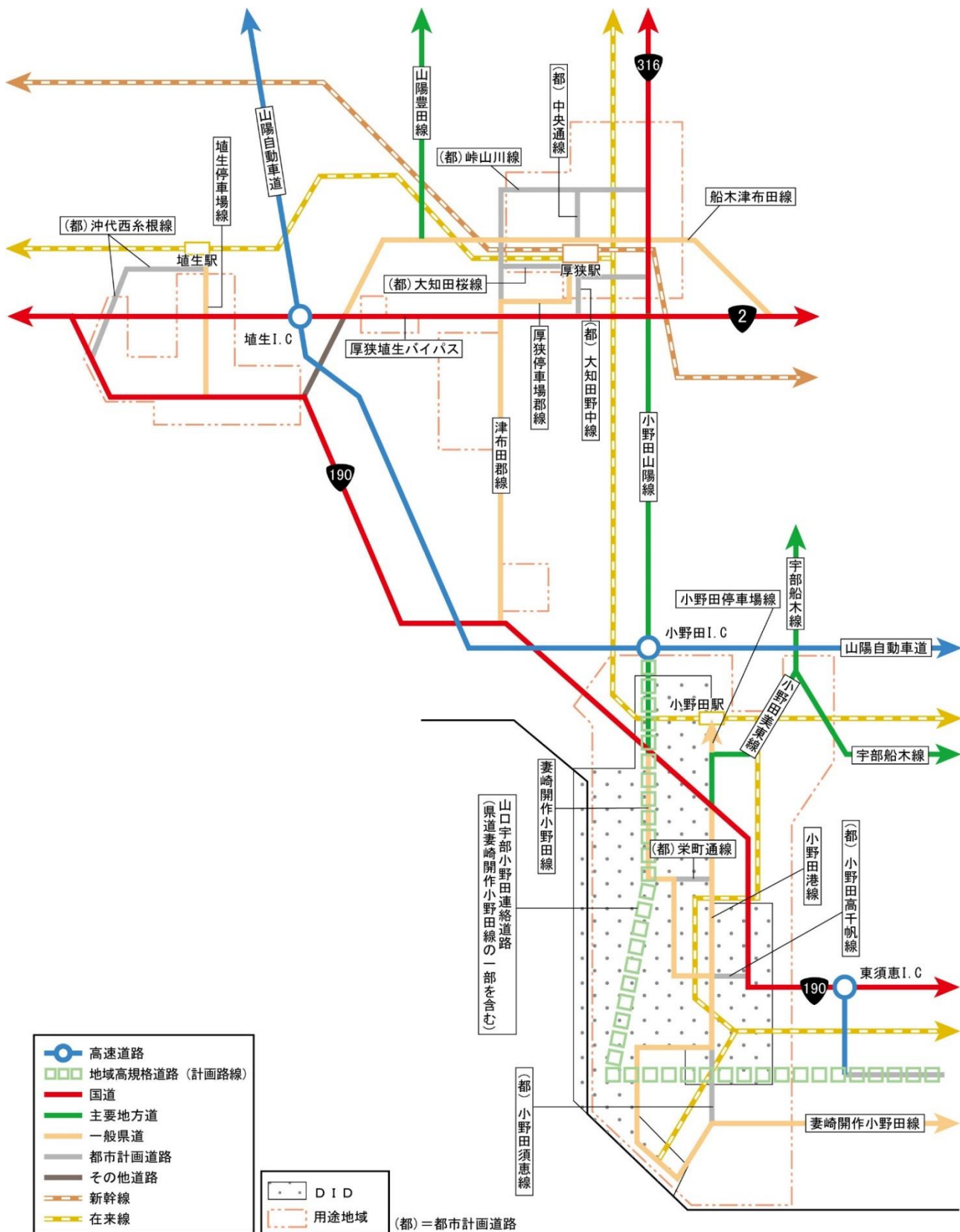
【地域幹線道路】

- ・ 広域幹線道路を補完し、本区域と周辺の都市拠点・地域拠点との連携の促進を図るため、県道小野田美東線、県道宇部船木線、県道山陽豊田線、県道津布田郡線を地域幹線道路として位置づける。

【都市内骨格道路】

- ・ 都心環状道路として、（都）小野田高千帆線、（都）栄町通線を位置づける。
- ・ 広域幹線道路からの交通を既成市街地へ導流し、既成市街地と宇部市を結ぶ都市内骨格道路として、県道妻崎開作小野田線を位置づける。
- ・ 厚狭地区における都市内骨格道路として、県道厚狭停車場郡線、（都）中央通線、（都）峠山川線、（都）大知田野中線、（都）大知田桜線、（都）西見峠下村線を位置づける。
- ・ 埴生地区における都市内骨格道路として、県道埴生停車場線（（都）大久保吉田地線）、（都）沖代西糸根線を位置づける。

■主要道路の配置の方針



2) 公共交通

- ・ 山陽新幹線厚狭駅等、公共交通における結節機能を強化するとともに、新幹線と小野田線、美祢線の利用促進や接続強化の検討、及びバスネットワーク*との連携による利便性の向上を図る。また、あわせて、施設のユニバーサルデザイン*化など、利用環境の改善に努める。
- ・ 自家用車から公共交通への転換や中山間地域などの交通不便地域と交通結節点までの移動手段を確保するため、コミュニティバスやデマンド型交通の維持・充実を図る。
- ・ 立地適正化計画*を策定し、住宅及び医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じる。

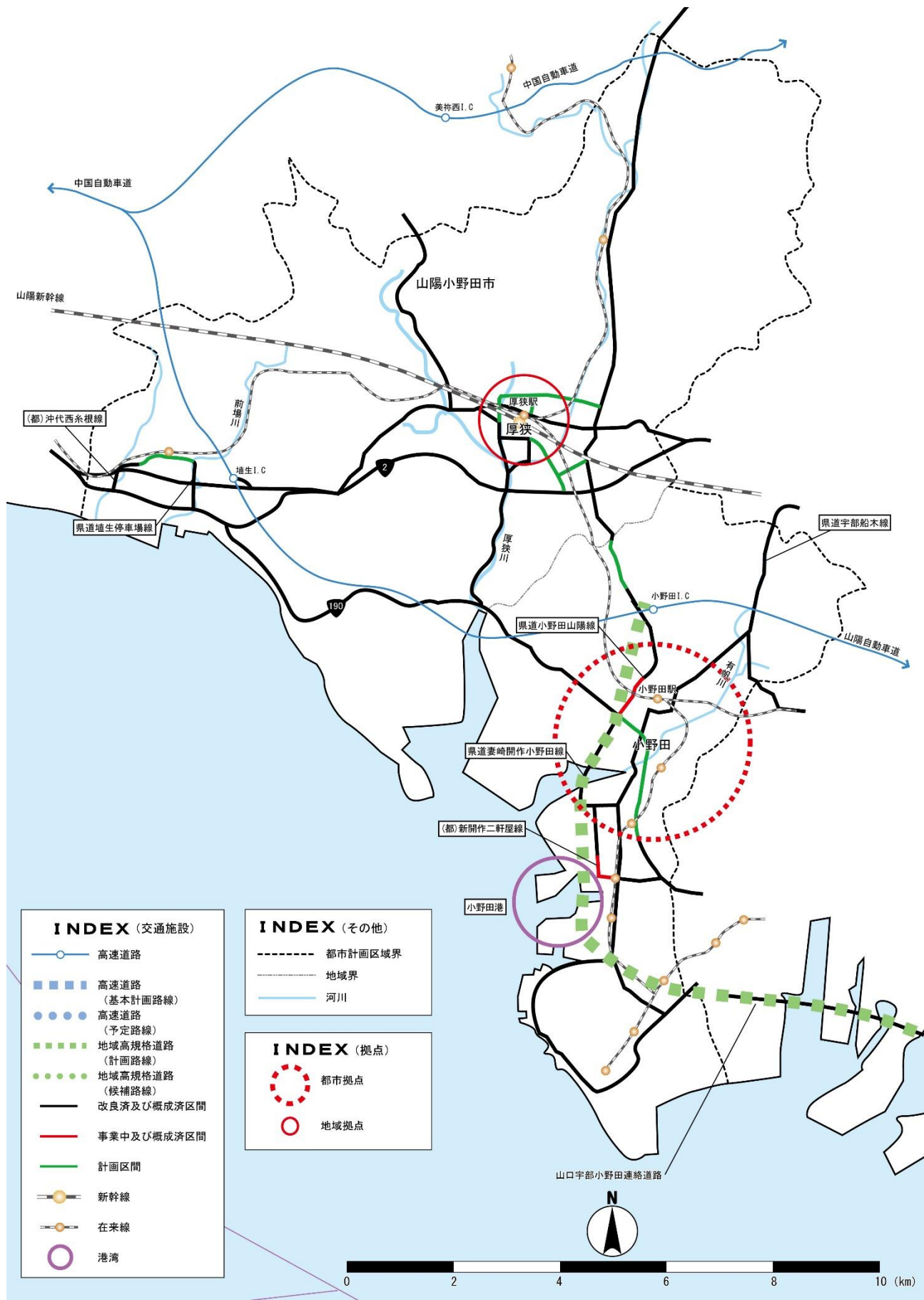
3) 駐車場

- ・ 駅等の交通結節点*や観光拠点等において、今後の市街地整備や観光振興の動向などから民間駐車場との整合性を図るとともに、需要に見合った駐車場整備を進める。
- ・ 自転車駐車場については、交通結節点*や公共公益施設に付設するだけでなく、沿道土地利用に応じた適正な配置に努める。
- ・ ユニバーサルデザイン*に配慮した整備を進めるなど、利用者の利便性・安全性の向上に努める。

4) その他

- ・ 小野田港は、物流需要の増大、船舶の大型化等に対応するため、岸壁の改良、航路・泊地の浚渫など、港湾機能の強化を進める。

■ (参考) 主要道路の整備状況



(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 下水道及び河川の整備の方針

i) 下水道

- ・健康で快適な生活環境の確保や河川、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農業集落排水、合併浄化槽等、地域の実情を踏まえた污水处理施設の整備を推進する。
- ・近年頻発する局地的な集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、公共下水道等の雨水排水施設の整備・充実を推進する。
- ・老朽化の進む下水道施設については、事故の未然防止及びライフサイクルコスト*の最小化のため、健全度に関する点検・調査を実施し、修繕・改築を計画的に進めるとともに、耐震性の向上を図る。

ii) 河川

- ・多様で生態系に優しい流れの保全・創出等の自然豊かな川づくり、水量の確保や水質の保全と改善等の豊かで清らかな流れの川づくり、洪水等に対して安全で安心できる川づくり、周囲の景観と調和した親水空間等、地域の人に愛され親しまれる川づくりを図る。
- ・治水機能を確保するための維持管理や整備に努めるとともに、洪水被害の軽減策として、雨量、水位等の水文情報の伝達やハザードマップ*の公表等により、住民に自主的かつ的確な避難を促すなど、住民の危機管理意識の高揚に努める。

2) 整備水準の目標

- ・下水道については、「山口県污水处理施設整備構想*」に基づき、污水处理施設整備の計画的かつ効率的な実施を図る。また、雨水排水については、浸水被害を軽減し、都市機能を確保するため、計画的な事業の進捗を図る。
- ・河川については、「やまぐちの川ビジョン*」を反映させた河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、事業の進捗を図る。

② 主要な施設の配置の方針

1) 下水道

- ・公共下水道は、既成市街地を優先的に整備し、周辺市街地においても計画的な事業の促進に努め、良好な生活環境の確保を図る。
- ・処理区域内の雨水・污水対策に伴う処理場、ポンプ場や管きよの整備に努める。
- ・山陽小野田市小野田水処理センターについては、より環境への影響に配慮した処理体制を整備するとともに、効率的な運用に努める。

2) 河川

- ・本区域を流れる河川については、人々の生活の安全及び生活環境の保全を図るため、洪水防止対策と周辺の環境に配慮し、計画的に改修・整備を進める。
- ・河川は都市の重要なオープンスペース*であることから、人々が気軽に水辺へ近づき、

親しむことのできる河川空間の創出に努める。

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

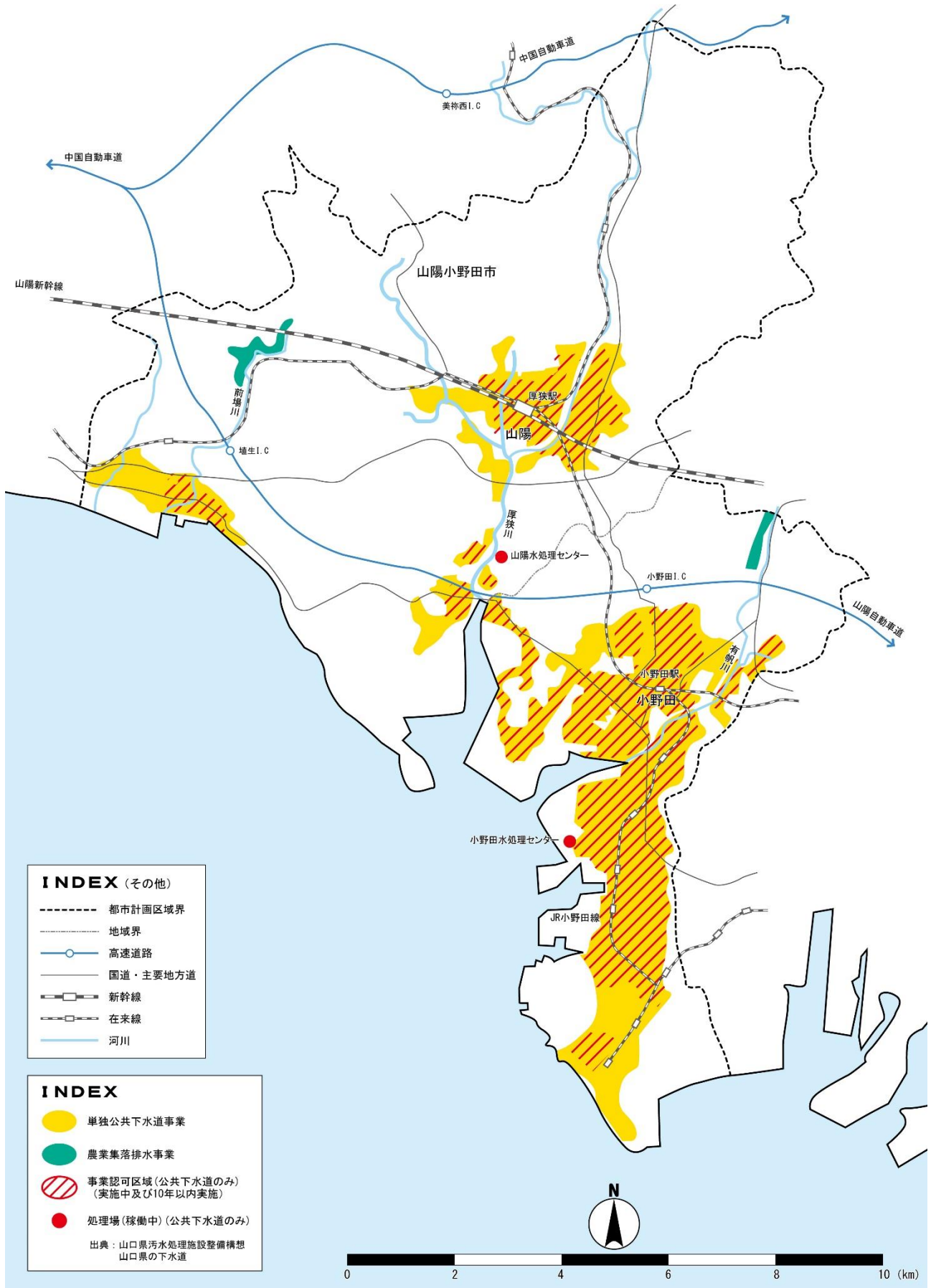
① 基本方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会の構築を図るため、廃棄物の適正処理を促進するとともに、廃棄物処理施設等の適切な整備と併せて、広域化・共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。
- ・ 子供からお年寄りまで全ての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進するため、公共建築物、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン*化を図る。

② 主要な施設の配置の方針

- ・ 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物については、「山陽小野田市一般廃棄物処理基本計画」及び「山口県循環型社会形成推進基本計画*」に基づき、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用及び適正処理に関する施策を推進する。
- ・ 山陽小野田市環境衛生センターについては、より環境への影響に配慮した処理体制を整備するとともに、効率的な運用に努める。
- ・ 卸売市場については、適正な配置を推進する。

■下水道の整備の方針



3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・ 道路、下水道、公園等の都市施設の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、市街地開発事業*等の面整備や地区計画の策定等により、良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努める。
- ・ 小野田駅前地区は、小野田地域の「表玄関」としての役割を担っていることから、都市再生整備計画事業の推進によりにぎわいと回遊性のあるまちづくりを行い、「まち」としての魅力の向上に努める。
- ・ 小野田駅及び厚狭駅周辺では、商業業務施設の集積促進、中高層共同住宅等の建設促進を図る。特に、都市基盤施設が整備された厚狭駅南部については、快適な都市型住宅や商業業務施設の建設を誘導し、計画的に複合型の土地利用形成を進める。
- ・ 厚狭駅北部の既成市街地については、既存商店街の再開発を目指した整備を図るとともに、古いまちなみや周辺の史跡、自然等を活かした交流の場として、市街地開発事業*の実現に向けた取組を促進する。
- ・ 小野田駅や厚狭駅において、南北の連絡機能を強化することにより、駅南北の一体的な市街地の形成を図る。

3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 都市の緑の保全、都市機能の集約化、公共交通の利用促進等による低炭素都市づくりの推進により、自然的環境への負荷の低減に努める。
- ・ うるおいのある生活環境の保持や良好な景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、緑の基本計画等に基づいた公園・緑地の計画的な整備、適切な維持管理を行う。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画公園については、その必要性や機能、規模等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。

② 主要な緑地の配置の方針

緑地の配置計画に当たっては、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の4つの系統ごとに緑地の均衡ある配置を図る。

1) 環境保全系統

- ・ 都市の骨格や良好な生態系を形成している市街地背後の山地・丘陵地や厚狭川・有帆川等の河川沿いの緑地を保全・創出する。
- ・ 快適な都市環境の形成を図るため、都市生活に密着した市街地内及び周辺地域の都市公園等の整備を推進する。
- ・ 都市の気象緩和の役割がある市街地を取り囲む山地や海、市街地内の緑、「風のみち*」となる道路や河川等の連続した緑については、都市の生活環境をより快適にする緑として保全・創出する。
- ・ 市街地周辺部の開発がみられる地区等では、緑地の連続性の回復を図り、市街地を取り囲む外縁緑地の形成に努める。

2) レクリエーション系統

- ・ レクリエーション利用効果を高めるため、公園等を連結する緑道の設置、河川沿い緑地の活用等により、有機的な緑地の配置を図る。
- ・ 住民の身近な憩いや遊び場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園や都市基幹公園等の都市公園等を人口や土地利用の動向及び都市施設の配置を勘案して適切に配置する。
- ・ 広域的なレクリエーションの場となる、江汐公園や竜王山公園、物見山公園等の整備を推進する。
- ・ 老朽化の進む公園施設については、安全確保及びライフサイクルコスト*の削減のため、効率的な維持管理・保全・改修に向けた長寿命化計画の策定に努める。

3) 防災系統

- ・ 災害時の防災拠点としての役割を果たす緑地として、公園・緑地の整備・維持管理を進める。
- ・ 大規模災害時の防災体制の確保のため、広域的な防災拠点となる公園として、江汐公園

を活用する。

- ・ 洪水、高潮・津波、土砂災害などに加え、地震時等における防災機能の確保のため、地域防災計画に基づいた避難地及び避難路や緩衝帯となる緑地を計画する。
- ・ 洪水や高潮・津波による浸水や、地滑り、斜面崩壊、土石流などの土砂災害のおそれが高い地域に存する緑地については、災害の防止を図るため、保全に努める。

4) 景観構成系統

- ・ 自然的な景観を構成する緑地として、市街地背後の山地・丘陵地の樹林を保全する。
- ・ 郷土景観を構成し、ランドマークともなる緑地として、市街地内に点在する史跡、名勝及び神社仏閣と一体的な樹林地を保全する。
- ・ 市街地北西部等に広がる水田を中心とする田園緑地や集落等の良好な郷土景観を構成する緑地の保全を図る。
- ・ 都市にうるおいをもたらしている厚狭川、有帆川等の河川緑地については、地域を代表するすぐれた景観を形成するものとして保全・創出を図る。
- ・ 街路樹の植栽等による都市施設等の緑化を進め、都市景観の向上を図る。

③ 個別の都市計画の決定の方針

1) 都市計画公園・緑地等の配置の方針

本区域における都市計画公園・緑地等の配置の方針は次表のとおりである。全ての利用者がスポーツ・レクリエーションを通じて健康体力づくりを行うことができるように、地域の人々の健全な心身の発達に資する施設を整備するとともに、高齢者や障害者の利用に配慮した計画上の工夫により、地域社会のニーズに対応した特色ある整備を進める。

【都市計画公園・緑地等の配置の方針】

公園緑地等の種別		配置の方針
住区基幹公園*		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発及び土地利用の状況等を勘案し、適正な配置計画の下、整備及び再整備を推進する。
都市基幹公園*	総合公園	竜王山公園、物見山公園については、人々が憩い、自然とのふれあいの場として利用できる公園として整備・充実を図る。
その他の公園・緑地		江汐公園を広域公園として配置する。 有帆緑地、浜河内緑地を市民の憩いの拠点として整備・充実を図る。 焼野海岸や有帆川沿いを親水空間として整備するとともに、瀬戸内海に面する自然海岸の保全を図る。

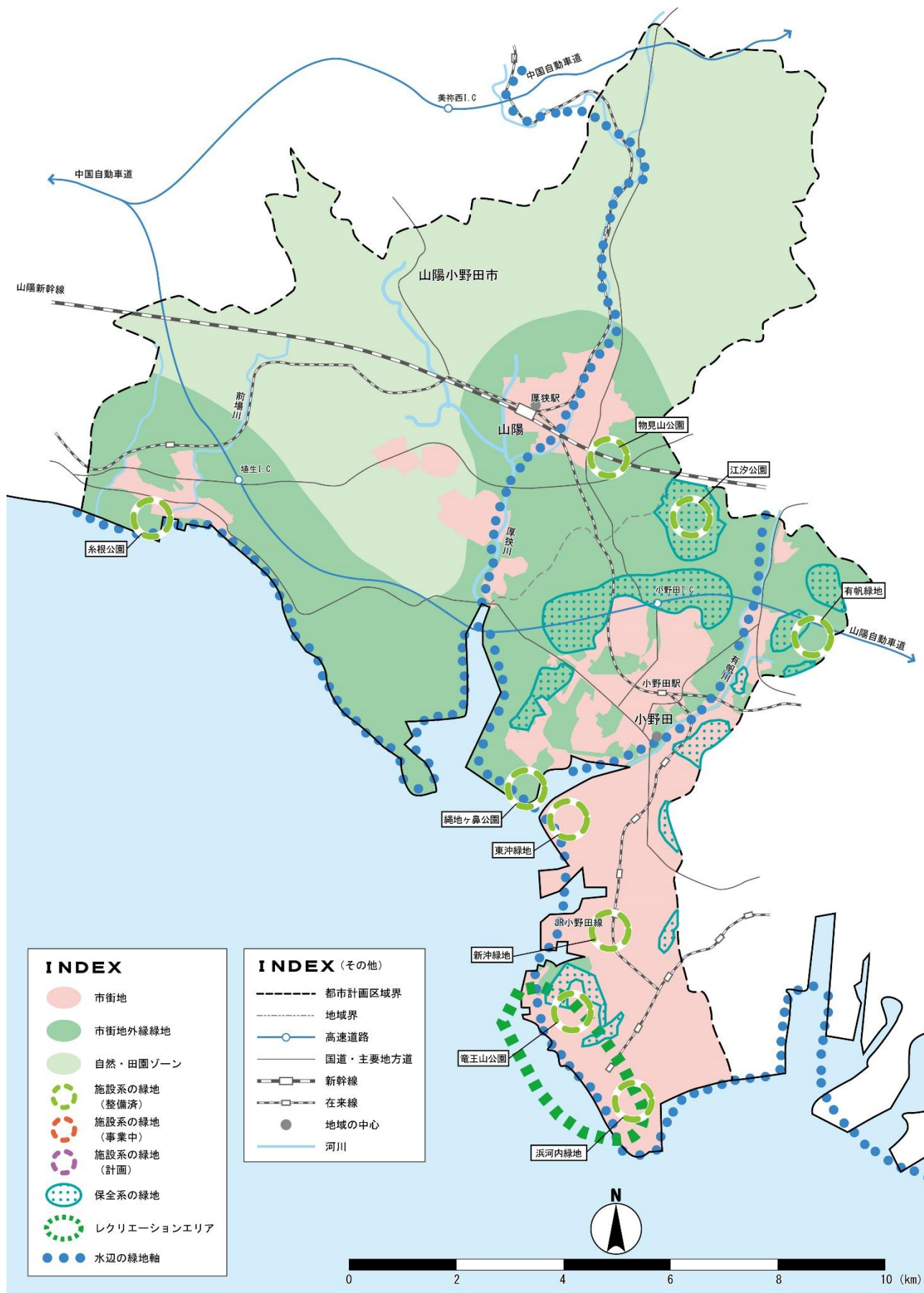
2) 風致地区*の指定の方針

本区域における風致地区*の指定の方針は、次表のとおりとする。

【風致地区*の指定の方針】

地区の種別	指定方針
風致地区*	市街地に接し、地域の緑地軸を形成する樹林地等は、良好な自然的景観の維持に必要な緑地として指定を検討する。

■ 自然的環境の整備・保全に関する方針



3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 「山口県景観形成基本方針*」に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら美しい景観を守り、育て、快適なまちづくりを推進する。
- ・ 本区域の自然景観の骨格を成している市街地の周りを取り囲む山並みや海、河川等の自然景観や歴史的・文化的なまちなみの保全、市街地内の緑化の推進と併せて、まちなみ景観に配慮した建築物や公共施設の形成を図る。
- ・ 誰もが身近な景観に関心を持てるように、地域景観ワークショップ*やセミナー*などによる景観への意識を啓発するとともに、それを支える、山口県景観アドバイザー*や山口県景観サポーター*を育成し、活用する。
- ・ 景観行政団体として、都市と自然と歴史が織りなす美しい景観を守り、後世に伝えることができるまちづくりを進める。

② 主要な景観の保全と創出の方針

- ・ 小野田駅や市民館周辺地区、公園通り周辺地区、厚狭駅周辺地区では、商業・業務施設や公共公益施設等の都市機能の集積を図り、地域の特性を踏まえながら、人々の憩いの空間の創出などにより、にぎわいのある景観形成に努める。
- ・ 良好な自然景観を有する竜王山や江汐湖周辺の緑地環境、焼野海岸等、地域を特徴づける景観を有する地区については、その景観の保全を図る。
- ・ 歴史的なまちなみが残されている山陽地域の旧山陽道沿いの街道集落等では、防災面を考慮し、歴史的建築物等の保存・修繕や、敷地内の緑等、これらの貴重な景観資源の活用を通じて魅力ある景観形成を図るとともに、地域に根づく文化的景観と調和したうるおいのある歴史的なまちなみの保全を図る。
- ・ 都市にうるおいをもたらしている厚狭川、有帆川等の河川緑地については、周囲の景観と調和した潤いある水辺景観の形成を図る。
- ・ 道路や沿道の緑化、電線類の地中化等により、観光ネットワーク*の演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
- ・ 身近な生活空間においても、地域住民の総意と自主性のもと、地域に根ざした居心地の良い景観が保全・創出できるよう努める。

3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 本区域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、延焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりに取り組む。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨や大型化する台風による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスクを踏まえた都市構造の実現を目指す。
- ・ 地震による建築物の倒壊や、火災・延焼による被害を抑えるため、「山口県耐震改修促進計画*」及び「山陽小野田市耐震改修促進計画」に基づく建築物の耐震改修の促進を図るとともに、防火安全性の確保に努める。なお、地震津波等については、様々な取組や検証に基づき、必要な都市構造等を検討する。
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化を図るとともに、業務継続計画（BCP）*を活用するなど、災害時の業務継続に努める。

② 主要な都市防災の方針

- ・ 災害を防除する河川管理施設や急傾斜地崩壊防止施設*、海岸保全施設*等の整備や適切な維持管理に併せ、土砂災害警戒区域*、津波災害警戒区域*、洪水及び高潮浸水想定区域*等については、各種ハザードマップ*等により、危険の周知や各種防災対策の実施、住民が参加した避難訓練の実施等を行う。
- ・ 木造住宅等が密集する地区については、建築物の耐震化や不燃化を促進する。
- ・ 既成市街地等の防災上危険な密集市街地においては、建物の耐震化やオープンスペース*の確保などを進め、良好な市街地環境の整備を推進する。
- ・ 臨海工業地帯などの工業集積地周辺においては、コンビナートでの事故などに対応するため、緩衝緑地*帯の保全に努める。
- ・ 瀬戸内海沿岸は、入り江、湾形の多い南向きの海岸であり、台風時に高潮被害などが発生しやすいため、これらの被害を軽減することを目的として、海岸保全施設等の整備を推進する。
- ・ 南海トラフ巨大地震等による被害に対しては、迅速な情報伝達などのソフト面での対応を図る。
- ・ 住宅や不特定多数の者が集まる建築物、緊急輸送道路沿いの建築物では、建築物の耐震化を促進する。
- ・ 市街地を流れる厚狭川、有帆川の洪水ハザードマップ*や山陽小野田市高潮ハザードマップ*など、洪水や高潮、土砂災害等の災害リスクを示す各種ハザードマップ*の周知や活用の促進により、住民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減を図る。